

瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体、事業者等（以下「団体等」という。）が愛知万博20周年を祝うことを目的として実施する記念事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 愛知万博20周年を記念し、団体等が企画し、市内外に参加者を広く募り、市内で実施する事業
- (2) 助成金の交付決定日から令和7年9月27日までの期間に完了する事業
- (3) その他市長が特に適当であると認める事業

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、助成対象としない。

- (1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 会員などの勧誘を目的とする事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 特定の個人、団体等のみが利益を受ける事業
- (6) その他市長が不適当であると認める事業

(対象団体)

第3条 助成の対象となる団体等（以下「対象団体」という。）は、令和7年4月1日時点において、5人以上で構成され、1人以上が市内在住であり、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 市内に存する団体（非営利グループ又は特定非営利活動法人を含む。）
- (2) 市内に事業所又は事務所を有する事業者

2 前項の規定にかかわらず、市税等の滞納がある場合は、該当しないものとする。

(助成対象事業数)

第4条 助成の対象となる事業は、20事業を上限とする。

(対象経費等)

第5条 助成の対象となる経費は、第2条第1項の対象事業に係る経費のうち、市長が別に定める審査会で認められたものとする。

2 助成の対象とならない経費等については別表1のとおりとする。

3 前2項の規定に関わらず、助成対象事業が国、県、市及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益法人から他制度による補助、助成又は委託を受けている場合は、第7条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）をすることができない。ただし、交付申請に係る事業と他の補助金、助成金又は委託料とが会計上明確に区分できる場合はこの限りでない。

(助成金の額)

第6条 市長は、予算の範囲内で、審査の結果に基づき助成金を交付するものとし、100円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた額とする。

2 助成金の額は、前条第1項の対象経費の合計額とする。

3 助成金の額は、1対象事業につき10万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする対象団体は、次に掲げる書類を添えて、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 活動収支予算書

(3) 団体名簿

(助成金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、助成金の交付及び助成金の額について審査し、助成金を交付すると決定したときは、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により、当該対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際し必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したときは、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該対象団体に通知するものとする。

(事業変更の承認申請)

第9条 助成金の交付決定を受けた対象団体が、事業内容の変更又は経費の減額変更をしようとするときは、あらかじめ、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その内容について承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金変更承認通知書(第5号様式)により、当該対象団体に通知するものとする。

(事業中止の届出)

第10条 助成金の交付決定を受けた対象団体が、事業を中止しようとするときは、すみやかに瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金中止届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 助成金の交付決定を受けた対象団体は、事業完了後30日以内に、次に掲げる書類を添えて、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績調書

(2) 活動収支決算書

(3) 領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第12条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、これを審査し、内容が適当であると認

めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金確定通知書（第8号様式）により当該対象団体に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の通知書を受けた対象団体が、助成金の交付を請求しようとするときは、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定により確定した助成金の額が次条第1項に規定する請求を受け前払いした額を下回るときは、これを清算し、余剰金を戻入しなければならない。

（助成金の前払い）

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、助成金の交付決定を受けた対象団体から次に掲げる書類が提出され、かつ、その内容が事業の円滑な遂行を確保する上で必要であると認めるときは、第8条第1項の規定により交付決定した額を、前払いすることができる。

(1) 瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金前払請求書（第10号様式）

(2) 前払いの根拠となる証拠書類（金額が分かる書類等）

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容が適当であると認めるときは、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金前払通知書（第11号様式）により、当該対象団体に通知し、前払いするものとする。

3 前項により前払いを受けた対象団体が、その残額を請求するときは、前条の規定を準用する。

（助成金の取消し及び返還）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象団体に対し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 助成金の交付に際し付した条件に違反したとき。

(3) 助成対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。

(4) 第10条の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取消した場合は、当該取消しに係る部分に助成金が既に交付されているときは当該対象団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による助成金の返還命令は、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金返還命令書（第12号様式）により行うものとする。

4 対象団体は、前項の通知を受けた場合は、返還期限までに助成金を返還しなければならない。

（書類の保存）

第16条 助成金の交付を受けた対象団体は、本事業に係る経費について明確にするとともに令和18年3月31日まで、対象事業に関するすべての書類を保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 助成対象事業の募集は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表 1 (第 5 条関係)

1 交付の対象とならない経費

- (1) 対象団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 対象団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 対象団体の会合等を含めた活動中における食糧費
- (4) 対象団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- (5) 必要以上の消耗品及び備品を購入する費用
- (6) その他当該交付対象事業の実施に係る直接経費と認められない経費

2 交付対象経費から差し引くもの

- (1) 交付対象事業の実施における入場料、参加費その他これらに類する収入
- (2) 交付対象事業の実施に伴う売上等の収入

3 備品費の計上について

備品購入が事業に必要不可欠なものと判断される場合のみ認める。備品費の計上は、次の全てを満たすこととする。

- (1) 1 品目につき 3 万円を上限とする。
- (2) 備品費総額については、助成金額の 2 分の 1 を上限とする。